

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 旅館業法施行条例に規定する施設として指定する件の一部を改正する件 三六
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三六
- 県営土地改良事業計画を定めた件 三六
- 保安林の指定を解除する予定である件 三六
- 保安林の指定をする予定である件 三六
- 道路の区域を変更する件四件 三九
- 道路の供用を開始する件三件 四〇
- 東日本大震災復興特別区域法により都市計画を決定する件 四〇
- 土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した件 四〇
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件三件 四四
- 公 告 四四
- 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件 四四
- 福 島 県 議 会 四四
- 福島県議会会議規則の一部を改正する規則 四二
- 福 島 県 人 事 委 員 会 四二
- 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則 四三
- 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則 四四
- 口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を定める件の一部を改正する件 四四

告 示

福島県告示第二百三十六号

旅館業法施行条例に規定する施設として指定する件（平成二十四年福島県告示第百七十一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

1及び2中「いわき市」を「郡山市及びいわき市」に改め、3中「福島県いわき海浜自然の家」を「福島県郡山自然の家及び福島県いわき海浜自然の家」に改める。
（食品生活衛生課）

福島県告示第二百三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年三月二十九日から同年四月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び鏡石町産業課振興グループに備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年三月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
いちい鏡石店 福島県岩瀬郡鏡石町本町百八十四ほか
- 二 法第八条第一項の規定により鏡石町から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、下仁井田地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十五年三月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十五年四月一日から
月二十二日まで（二十二日間）
- 三 縦覧の場所
同
いわき市役所

（農村計画課）

福島県告示第二百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十五年三月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 解除に係る保安林の所在場所
南相馬市鹿島区烏崎字南谷地一四九
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
解除の理由
指定理由の消滅

(森林保全課)

福島県告示第二百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成二十五年三月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
福島市上名倉字森五の四、字下谷地六の二、字上河原一二の二
 - 二 指定の目的
水害の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(森林保全課)

福島県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

平成二十五年三月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一五号	伊達市霊山町石田字五 東刈三番三地先から 同 市霊山町下小国字 山岸一三番一地先まで	変更前	A 七・〇〇 六三・七	一四、一五六・〇
		変更後	B 一四・〇〇 二八七・二	一二、一六〇・〇
		変更前	A 七・〇〇 六三・七	一四、一五六・〇
		変更後	B 一四・〇〇 二八七・二	一二、一六〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津 坂下河東 線	河沼郡湯川村大字清水 田字宮前乙五八六番一 地先から 同 郡同 村大字桜町 字中町四八番一地先ま で	変更前	一〇・〇〇 二五・五	五九四・七
		変更後	一三・三〇 四三・八	五九四・七

(道路計画課)

福島県告示第二百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

供する。

平成二十五年三月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津 高田柳津 線	大沼郡会津美里町赤留 字南中二四四五番二地 先から 同 郡同 町赤留 字竹の花二七二五番地 先まで	変更前 変更後	四・四 七・六 四・四 一〇・八	四一・〇 四一・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道三株 下市萱小 川線	いわき市三和町下市萱 字堀ノ内二七六番二地 先から 同 市三和町下市萱 字根小屋五一番一〇地 先まで いわき市三和町下市萱 字堀ノ内二七七番一 地先から 同 市三和町下市萱 字根小屋二七七番一 地先まで	変更前 変更後	A 四・六 一八・四 B 八・二 三八・八	一、五三六・七 一、七三六・〇

福島県告示第二百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道梁川霊山線	伊達市梁川町細谷字花立一四番地先から 同 市梁川町細谷字原六六番一地先まで	平成二十五年三月二十九日

(道路計画課)

福島県告示第二百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道下川内竜田停車場線	双葉郡川内村大字下川内字西山五九番地先 から 同 郡檜葉町大字井出字所布一五一番地先 まで	平成二十五年三月二十九日

(道路計画課)

福島県告示第二百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年三月二十九日
福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道三株下市萱小川線	いわき市三和町下市萱字堀ノ内二七七番一 地先から 同 市三和町下市萱字根小屋二七七番一 地先まで	平成二十五年三月 三〇日

(道路計画課)

福島県告示第二百四十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第九項の規定により、相馬都市計画の決定に係る相馬都市計画に定めるべき事項が記載された新地町復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の決定がされたものとみなされた。この決定に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。
平成二十五年三月二十九日
福島県知事 佐藤雄平

一 決定がされた都市計画の種類及び名称

1 種類 相馬都市計画都市高速鉄道

2 名称 一号東日本旅客鉄道株式会社常磐線

二 都市計画を決定した土地の区域

相馬郡新地町のうち谷地小屋字舛形、谷地小屋字谷地畑、小川字谷地畑、小川字長谷地、小川字八幡前、大字埴木崎字台前、大字埴木崎字作田、大字埴木崎字作田後、大字埴木崎字南向、大字埴木崎字江中子、大字埴木崎字北向、大字埴木崎字岩崎及び大字埴木崎字木崎の各一部の区域

三 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県告示第二百四十九号

土地地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、土地地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成二十五年三月二十九日
福島県知事 佐藤雄平

福島県知事 佐藤雄平

- 一 土地地区画整理組合の名称 会津若松市五月町土地地区画整理組合
- 二 事務所の所在地 会津若松市橋本二丁目二番三十四号
- 三 設立認可の年月日 平成四年九月八日
- 四 変更認可の年月日 平成二十五年三月十九日
- 五 変更の内容 資金計画

事業施行期間

変更前 平成四年九月八日から平成二十五年三月三十一日まで
変更後 平成四年九月八日から平成二十六年三月三十一日まで
(まちづくり推進課)

福島県告示第二百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十五年三月二十九日
福島県知事 佐藤雄平

福島県知事 佐藤雄平

一 施行者の名称 新地町

二 都市計画事業の種類及び名称 相馬都市計画下水道事業（新地町特定環境保全公共

下水道）

三 事業認可の年月日 平成八年七月十二日

四 事業施行期間（変更前） 平成八年七月十二日から平成二十四年三月三十一日まで

で

（変更後） 平成八年七月十二日から平成三十年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件（平成十七年福

島県告示第九百五十七号）の事業地に相馬郡新地町谷地小屋字舛形、字古屋敷、字四斗蒔及び字中島、杉目字雁小屋並びに大戸浜字谷地前、字踏込、字神後、字神後北及び八斗蒔東の各一部の区域を加える。

同事業地のうち相馬郡新地町谷地小屋字高田、字北狼沢及び字原、小川字貝塚西、字佛方、字山海道及び字ソリ畑並びに駒ヶ嶺字ソリ畑、字狐塚及び原地内において事業地の一部の区域を変更する。

使用の部分 なし

(下水道課)

福島県告示第二百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十五年三月二十九日
福島県知事 佐藤雄平

福島県知事 佐藤雄平

一 施行者の名称 会津美里町
 二 都市計画事業の種類及び名称 会津高田都市計画下水道事業（会津美里町公共下水道）
 三 事業認可の年月日 平成九年七月四日
 四 事業施行期間（変更前） 平成九年七月四日から平成二十五年三月三十一日まで
 （変更後） 平成九年七月四日から平成三十一年三月三十一日まで
 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成十八年福島県告示第七七十二号）の事業地に会津美里町大字永井野字下町及び字六月田の全部の区域を加える。

同事業地に会津美里町大字永井野字中町、字堂ノ前及び字東川原の一部の区域を加える。
 同事業地のうち会津美里町大字高田字高田並びに大字永井野字八月田、字岩ノ神及び字正月田の各一部の区域を全部の区域に変更する。
 同事業地のうち会津美里町大字永井野字永井野及び字下川原の各一部の区域を変更する。
 使用の部分 なし
 （下水道課）

福島県告示第二百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 平成二十五年三月二十九日

一 施行者の名称 会津美里町
 二 都市計画事業の種類及び名称 会津都市計画下水道事業（会津美里町公共下水道）
 三 事業認可の年月日 平成九年七月四日
 四 事業施行期間（変更前） 平成九年七月四日から平成二十五年三月三十一日まで
 （変更後） 平成九年七月四日から平成三十一年三月三十一日まで
 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成二十一年福島県告示第六百五十八号）の事業地のうち会津美里町字北川原の一部の区域を変更する。
 使用の部分 なし
 （下水道課）

公 告

公告第八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規

模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。
 平成二十五年三月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 コープマーケット新町 福島県福島市新町六番三十五号
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
 千三百四十四平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
 七百七十四平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
 平成二十四年十一月三十日
- 五 届出年月日
 平成二十五年三月二十二日
- 六 届出をした者
 生活協同組合コープふくしま

（商業まちづくり課）

福島県議会

福島県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福島県議会議長 斎藤 健治

福島県議会議規則第一号

福島県議会議規則の一部を改正する規則

福島県議会議規則（昭和三十四年福島県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。
 別表に次のように加える。

福島県議会議務活動費	政務活動費に関する事項について 検討を行い、福島県政務活動費の 交付に関する条例（平成十三年福 島県条例第三十三号）の適正な運 用を図る。	委員十人	会長
------------	---	------	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（議事課）

福島県人事委員会

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第十一号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和三十三年福島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六条」を「第五十六条・第五十七条」に改める。

第八条第一項中「調査し、その審査請求を受理すべきかどうかについて決定を行わなければならない。」を「調査するものとする。」に改め、同条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第九条を次のように改める。

（審査請求の受理又は却下）

第九条 人事委員会は、前条の規定による調査を行った後に、その審査請求の受理又は却下を決定するものとする。この場合において、次に掲げる審査請求については、却下するものとする。

- 一 審査請求をすることができない者によつて行われた審査請求
- 二 処分に該当しないことが明らかなる事実について行われた審査請求
- 三 法第四十九条の三に規定する期間経過後に行われた審査請求
- 四 審査請求をすることにつき法律上の利益がないことが明らかなる請求者によつて行われた審査請求

五 前条第二項に規定する補正命令に従つた補正が行われない審査請求

六 前各号に掲げるもののほか、不適法にされた審査請求で不備が補正できないもの第十条の次に次の一条を加える。

（受理後の却下）

第十条の二 人事委員会は、受理した審査請求が、第九条の規定により却下すべきものであつたことが明らかになつたときは、その審査請求を却下するものとする。この場合において、その旨を当事者に通知するものとする。

第十一条の次に次の一条を加える。

（手続の承継）

第十一条の二 請求者が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者（以下「相続人等」という。）は、請求者の地位を承継する。

2 前項の規定により請求者の地位を承継した相続人等は、書面でその旨を人事委員会に届け出なければならない。この場合において、届出書には当該承継を証明する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定による届出がされるまでの間に請求者に宛ててされた通知その他の行為

が相続人等に到達したときは、当該通知その他の行為は、当該相続人等に対する通知その他の行為としての効力を有する。

4 相続人等が二人以上あるときは、そのうちの一人に対する通知その他の行為は、当該相続人等全員に対してなされたものとみなす。

5 審査請求の目的である処分に係る権利が請求者の一身に専属したものであるとき又は相続人等が人事委員会に対し請求者の地位を承継しない旨を申し出たときは、第一項の規定にかかわらず、相続人等は、請求者の地位を承継しない。

第十三条を次のように改める。

（審査の打ち切り）

第十三条 人事委員会は、係属している審査請求が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該審査請求の審査を打ち切り、審査の終了を決定するものとする。

- 一 処分者が審査請求の対象となつた処分を取り消したとき。
- 二 審査請求の対象となつた処分を取り消す判決又は当該処分の無効を確認する判決が確定したとき。
- 三 請求者が死亡した場合において、次のア又はイのいずれかに該当することとなつたとき。

ア その地位が承継されないとき又は相続人がないとき。

イ 死亡の日から一年以内に、第十一条の二第二項の規定による届出がなかつたとき。

四 請求者の所在が不明となり、審査を継続することができないとき。

五 請求者が審査請求を継続する意思を放棄したと認められるとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、審査請求を継続することにつき法律上の利益がなくなつたことが明らかなき。

2 人事委員会は、前項の規定により審査を打ち切り、審査の終了を決定したときは、書面により、当事者にその旨を通知するものとする。

第五十六条を第五十七条とし、第八章中同条の前に次の一条を加える。

（文書の送付）

第五十六条 文書の送付は、使送又は郵便によつて行う。

2 文書の送付は、これを受けるべき者の所在が知れないとき、その他文書を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。

3 公示の方法による送付は、人事委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨又はその内容の要旨を福島県報に掲載して行うものとする。この場合において、福島県報に掲載された日から十四日を経過した時に当該文書の送付があつたものとみなす。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前から引き続き係属している不服申立てについて、改正前の不利益処分についての不服申立てに関する規則の規定によつてなされた手続は、改正後の不利益処分についての不服申立てに関する規則（以下「改正後の規則」という。）

の相当規定によってなされたものとみなす。この場合において、改正後の規則第十三条第一項第三号イの規定の適用については、同号イ中「死亡の日」とあるのは、「不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則（平成二十五年福島県人事委員会規則第十一号）の施行の日」とする。

（総務審査課）

職員採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第十二号

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に関する規則（昭和五十七年福島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第三福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験の項中「二十九歳」を「三十五歳」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（採用給与課）

福島県人事委員会告示第一号

口頭により開示請求を行うことができる個人情報に関する件（平成十八年福島県人事委員会告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月以降に合格者を発表する試験から適用する。

平成二十五年三月二十九日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

一 の表中	「 福島県 職員 (民間 企業等 職務経 験者) 採用候 補者試 験	行政事務 土木	「 一 第一次試験 ア 教養試験及び論 文試験の得点及び 適否 イ 総合順位及び総 合得点 二 第二次試験 ア 口述試験の得点 及び適否 イ 適性検査の適否 ウ 総合順位及び総 合得点
----------	---	------------	--

を

福島県 職員 (民間 企業等 職務経 験者) 採用候 補者試 験	行政事務 土木	「 一 第一次試験 ア 教養試験及び論 文試験の得点及び 適否 イ 総合順位及び合 計得点 二 第二次試験 ア 口述試験の得点 及び適否 イ 適性検査の適否 ウ 総合順位
--	------------	--

に改める。

（採用給与課）